

## 株式会社松久総合 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年2月1日～ 2026年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：全社員 年次有給休暇を7日以上取得

<対策>

- 2021年4月～ 計画的な取得に向けた有休奨励日の推奨
- 2021年9月～ 年次有給休暇の取得について実態を把握
- 2021年10月～ 安全衛生委員会での検討開始

目標2：所定外労働を削減するための措置

<対策>

- 2021年2月～ 所定外労働時間の原因と問題点を検討する
- 2021年2月～ 長時間労働者の実態調査の継続
- 2021年2月～ 36協定に定める所定労働時間の遵守
- 2021年4月～ 安全衛生委員会での検討継続

目標3：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施します

<対策>

- 2023年4月～ 育児休暇制度規程の改定
- 2023年4月～ 両立支援制度についての社内周知
- 2023年4月～ 育児休業給付、休業中の社会保険料免除についての社内周知
- 2023年4月～ 相談窓口の制定
- 2023年6月～ マタニティハラスメントについての教育

目標4：男性の育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを実施します

<対策>

- 2023年4月～ 育児休暇制度規程の改定
- 2023年4月～ 育児休業取得、出生時育児休業（産後パパ育休）についての社内周知
- 2023年4月～ 両立支援制度についての社内周知
- 2023年4月～ 育児休業給付、休業中の社会保険料免除についての社内周知
- 2023年4月～ 育休復帰支援プラン策定開始
- 2023年6月～ パタニティハラスメントについての教育開始